

報告第2号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

平成25年6月6日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 2 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成 25 年 3 月 31 日

三田市長 竹 内 英 昭

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第20号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第14項を付則第15項とし、付則第13項中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項若しくは第37項」に改め、同項を付則第14項とし、付則第12項中「付則第2項及び第4項」を「付則第3項及び第5項」に、「付則第2項及び第5項」を「付則第3項及び第6項」に、「付則第3項、第5項及び第6項」を「付則第4項、第6項及び第7項」に、「付則第5項から第7項」を「付則第6項から第8項」に、「付則第7項」を「付則第8項」に、「付則第8項から第10項」を「付則第9項から第11項」に、「付則第9項」を「付則第10項」に改め、同項を付則第13項とし、付則第7項から付則第11項までを1項ずつ繰り下げ、付則第6項中「第2項」を「付則第3項」に改め、同項を付則第7項とし、付則第5項中「第2項」を「付則第3項」に改め、同項を付則第6項とし、付則第4項中「第2項」を「付則第3項」に改め、同項を付則第5項とし、付則第3項を付則第4項とし、付則第2項を付則第3項とし、付則第1項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第37項の条例で定める割合）

- 2 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第2項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方

税法附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用する。